

平成27年5月18日
国土交通省
住宅局建築指導課

簡易宿所に係る違反对策の徹底について

平成27年5月17日未明に神奈川県川崎市の簡易宿所において発生した火災では、死者5名、負傷者19名の犠牲を出す惨事となりました。

現段階では、火災のあった建築物の状況等も明らかではないものの、違反建築物であった疑いも指摘されているところです。

国土交通省としては、類似の災害の発生を防止するために、関係省庁と連携し、簡易宿所に対する違反对策等、指導の徹底を図るよう、別添のとおり、各都道府県建築主務部長あてに通知を発出いたしましたのでお知らせします。

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 山口 (内線 39-563)

代表 03-5253-8111

夜間直通 03-5253-8514 (建築指導課)

FAX 03-5253-1630

国住指第566号
平成27年5月18日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

簡易宿所に係る違反对策の徹底について

5月17日未明に神奈川県川崎市の簡易宿所において発生した火災により、死者5人、負傷者19人の犠牲が出たことについては、誠に遺憾である。

当課においては、火災発生後、職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査等を行っているところである。

現段階では、建築物の状況等も明らかではないものの、違反建築物であった疑いも指摘されているところである。

当面は、類似の火災の発生を防止するために、簡易宿所に対する違反对策等、指導の徹底を図られたい。また、貴管下の特定行政庁にもこの旨指導方願いする。

なお、防災査察の実施、是正指導等を行うにあたっては、関係部局との連絡を密接に行うよう留意されたい。

記

1. 違法に建築されている物件への対応

消防部局、旅館業法の担当部局と必要に応じて連携し、違法に建築（新築、増築など）されている簡易宿所がないかどうか確認を行い、当該違反等があった場合には、適切に是正措置を講じること。

※ 違反物件等の情報を把握した場合は、平成18年5月11日付け国住指第541号「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」及び平成23年9月8日付け国住安第28号「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について」に準じて、地方整備局等を通じ国土交通省へ当該情報を提供するようお願いいたします。

2. 防災査察の重点実施

過去に行った防災査察、定期報告等で指導した事項が是正されていないもの、定期報告が未提出であるもの等に重点を置いて、簡易宿所を対象とした防災査察を実施すること。